

内丸地区再整備基本計画素案作成業務委託の公募型プロポーザルに関する質問内容と回答

No.	質問内容	回答	掲載日
1	<p>様式第3号「提案者の業務実績書」について、共同企業体として提出する場合は代表者の実績を提出することによってよろしいでしょうか。または構成員ごとの作成が必要でしょうか。</p>	<p>複数の者が共同で参加しようとする場合、その業務実績書（様式第3号）は、グループ申請構成書（様式第1-2号）の代表者の業務実績に基づき、作成してください。</p> <p>なお、代表者の業務実績において、共同企業体として実施した業務を記載する場合は、共同業務であることを業務実績書（様式第3号）の「業務の概要等」の欄に記載してください。</p> <p>構成員ごとの作成は不要です。</p>	4月8日
2	<p>提案書作成の参考として昨年度の「内丸地区再整備基本計画素案作成業務委託」の成果の閲覧は可能でしょうか。</p>	<p>成果物の閲覧は、盛岡市情報公開条例第6条の規定による行政文書の開示請求の手続きが必要です。</p>	4月8日